

在日朝鮮・台湾人の法的処遇の憲政史的研究 —衆議院所蔵・帝国議会文書による実証的研究—

赤坂 幸一

広島大学法務研究科 准教授

(現 九州大学法學研究院 准教授)

緒言 (研究方法)

従来、国会両議院は情報公開法の適用対象外とされ、その所蔵資料について外部の研究者等が閲覧することは不可能であった。加えて、両議院共に、多くの歴史的資料を体系的・組織的に整理・保管することもなく、現在に至っている。本研究プロジェクトは、この事務局所蔵資料を整理・公開するとともに、同資料を用いた実証的な個別研究として、在日朝鮮・台湾人の法的処遇に関する検討を行うことを目的として、開始されたものである。第1の点に関しては、議事部所蔵の資料が膨大であり、その整理・保存自体が困難な作業であったが、ほぼ全体の資料整理を終え、後述の仮目録の作成・公刊を達成することができ、これによって、今後の新たな憲政史研究の基盤が構築されたほか、参議院を含む他の諸機関から第一級の憲政資料——それ自体として新たに研究体制を整えるべき重要な資料群——が新たに発掘されるなど、1年間で可能と目される水準を大きく超えて、研究基盤の飛躍的な拡充を実現することができた。このような幸福すぎる事情の故に、本プロジェクトの研究作業の大半は、このように陸続と発掘される憲政資料群の価値評価、分析、および仮目録の作成等に費やされた。

例えば、(1)現行憲法典を制定した際の各派交渉会の記録や、(2)国会法、議院規則、および議院先例の制定・改廃の背景を示す諸資料がそれである。(1)各派交渉会は現在の議院運営委員会理事会にあたり、その記録は存在自体が明らかにされていない。しかし、帝国議会時代については、いわば裏面交渉の経緯を示す記録が明治32年以降、昭和22年の最後の第92回帝国議会分まで完全な形で残されており、大正13年以降は速記録まで付されている。これを調査することで我が国憲政史の研究が大きく進展することが期待される。例えば、第90回帝国議会における日本国憲法制定に関し、GHQや日本政府側の資料はこれまで研究されてきたけれども、議会側のリアクションは全く未解明の状態であった。(1)の資料

はこの間隙を埋める意義をもつ。

また(2)の議会先例の形成についても、「議会法」の大部分は先例・運用で形成されており、国会法・議院規則で規律される部分は、実は僅かなものである。この点、衆議院事務局による先例形成の過程を示す資料が残されているだけではなく、国会法・議院規則の制定過程の資料までもがほぼ完全な形で遺されており、Ⅲで後述するように、今後の個別的な実証研究の基盤を提供するものとなっている。

さらに、社団法人・尚友倶楽部および参議院事務局文書課には、貴族院書記官長・参議院事務総長を務めた小林氏の旧蔵文書のほか、大正14年の火災を免れた議院規則制定関係の資料群や、戦後の第1国会・第2国会の経験にかんがみて大幅な修正が行われた昭和23年の国会法改正経過に関する立案資料など、今後の個別的な実証研究の対象となる貴重な資料群が遺されていることが判明した。こういった資料群を発掘し得た本研究は、予想を超える成果を生み出すことが出来たといえよう。

第2の点に関しては、上述の経緯から、議事法関係資料の分析、および資料整理・保存・公開自体にウェイトが置かれたにも拘らず、従来ブラックボックスであった台湾・朝鮮在住民(帝国臣民)の選挙権が、戦後、紆余曲折を経て剥奪されるに至る過程を明らかにすることが出来た。これは主として議会制度調査特別委員会(昭和20年10月)における検討作業の経緯を示す資料群を分析したものであり、今後、先行研究や政府側資料群と対比することによって、最終的な研究成果にまとめたいと考えている。

結 果

2009年7月より、研究補助者と共に衆議院事務局の地下倉庫に入り、膨大な未整理資料の整理・保存作業に着手した。これは湿気とカビ、および高温との闘いであり、作業の遂行は過酷を極めた。後述する仮目録(公表

版)に記載された諸資料は、帝国議会期の資料、しかも現時点で公開可能なものに限定されている。しかし実際には、帝国議会期の文書と国会移行後の文書とが乱雑に入り混じり、しかも性格を異にする多数の資料が一つの封筒の中に未整理のまま放り込まれるなど、重複の把握を含む整理作業自体が極めて困難であった。

この作業も10月頃には終了し、その後の資料整理作業としては、参議院側の同種資料の発掘・整理(これは本研究プロジェクトの助成対象外である)を行ったほか、公開対象資料と非公開資料(国会移行後の諸文書やプライバシー関連資料、削除議事録など)との区分け、重要資料の判定、クリーニング作業を実施し、かつ一部の重要資料で個別の実証研究に利用することが期待されるものについては、デジタル撮影を行った。

こういった資料を用いた実証的研究としては、まず、本研究プロジェクトの主たる対象である台湾・朝鮮在住民(帝国臣民)の選挙権の剥奪過程を解明する作業を

行った。従来、『戦後自治史』等に残されている資料や、関係者の回想録などから、同過程の解明が進みつつあったところ、その本体たる「議会制度調査特別委員会」の克明な記録(写真1)が発掘されたことで、その全貌を明らかにすることが出来た。本年中に、政府側資料ともつき合わせたうえで、最終的な研究成果としてまとめた

と考えている。さらに、国会法・議院規則の制定過程の解明に関する調査を行ったほか、その一環として、従来の事務局の国会法解釈・先例作成の基盤ともなっている『逐条国会法[全7巻]』の分析・出版準備を行い、最終的には、2009年12月現在までの改正を取り込んだ『補巻』を含む全8巻の浩瀚な実務資料集を刊行することができた。

さらに、こういった議事法や調査資料の作成過程に携わった事務局関係者からの聞き取り調査を行うことによって、議事法運営の実務状況を明らかにする作業を行った。対象者としては、衆議院事務局の議事部OBを

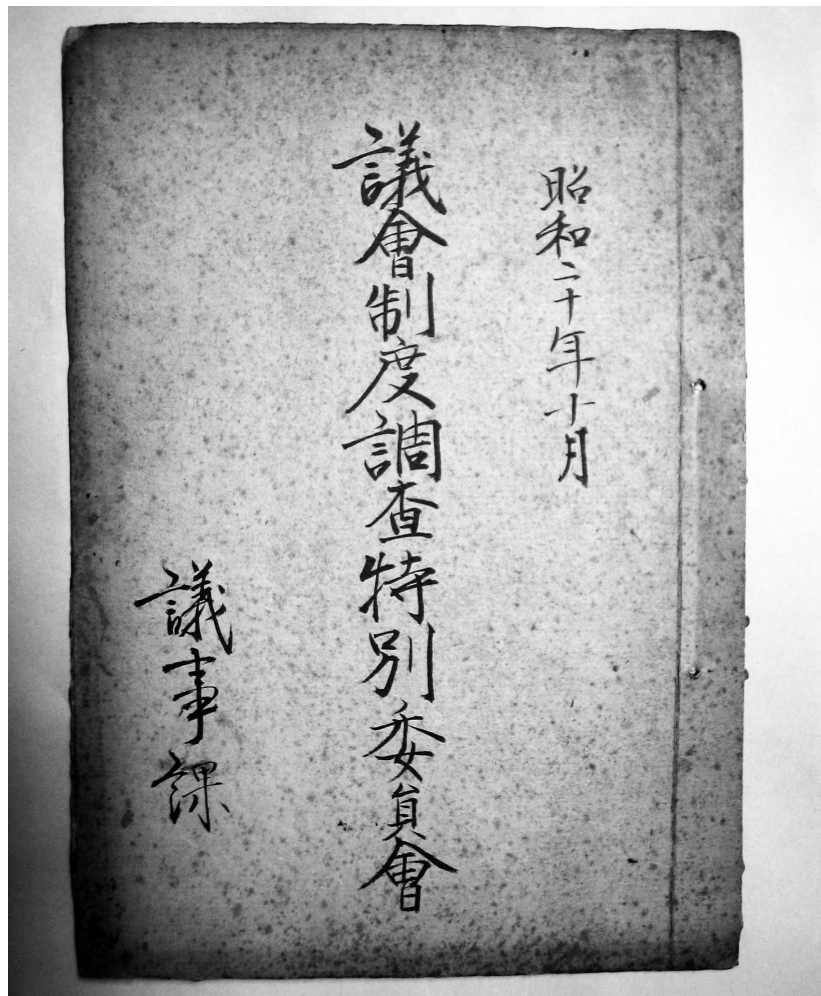


写真1

中心に6名のご協力を得て、現在までに2人のオーラル・ヒストリーが終了している〔校正段階でさらに1人終了し、また、新たに1名のオーラル・ヒストリーが開始された〕。ともに全17回・全15回という質量共に充実したオーラル記録であるが、その実施に際しては、単に資料の保存・運用・利用形態や議事法の形成・運用過程のみならず、事務局の歴史やマネジメントまでを含む総合的な知見が得られるよう、質問事項やインタビュー手法に工夫を加えた。

また、事務局資料を利用した実証的研究の一環として、解散制度の運用に関する憲法解釈論につき、新たな視点からの理論的検討を行った。

さらに、従来あまり活用されてこなかった衆議院憲政記念館所蔵資料の所蔵状況調査や、関連資料の発掘・利用を行った。

考 察

上述のように、本研究プロジェクトの第一の主眼たる憲政資料の発掘・整理・保存・公開については、一年間で可能な範囲をはるかに超えて、研究基盤の飛躍的な拡充を実現することが出来た。今後の課題としては、両議院の他部局や、他の国政機関に遺されている諸資料との関係の調査、および——議会事務局に視野を限定すれば——議会アーカイブス構想の立案が挙げられるであろう。また、個別的な実証研究のテーマは無数にあるが、私の関心からは、憲法制定時の関係者の回想資料や、国会法改正資料（衆議院事務局および尚友倶楽部所蔵）の調査・分析が必要となろう。

おそらく、憲政資料群が今回のような規模でまとまって発掘されることは、二度とないであろう。今後は、今回発掘された資料を用いた個別的な実証研究を深化させると同時に、他の残存史料との重複関係の精査、とくに参議院側の残存資料との照合が必要になる。

個別的な実証研究のプランとしては、上述の研究課題の他、いわゆる『各派交渉会資料』（現在の議運理事会にあたる機関の膨大な記録）の整理が進行しつつあるので、そこに現れた議論をもとに——内閣や占領軍側ではなく——議会側の視点からする憲法体制成立史を解明することが考えられる。

また、国会法・議事規則の制定過程に関する実証的研究を予定しているが、昭和30年代までの国会法改正資料も利用した包括的な研究を行いたいと考えている。

その上で、議会関係の歴史文書・公用文書を保管する

国会アーカイブスに関する比較法的な調査・研究を行うことで、情報公開法の適用対象外の国会事務局についても、今後の研究基盤を一層拡充する方策を編み出したいと考えている。

要 約

以上に触れた点も踏まえて、本研究プロジェクトで得られた成果を要約すれば、以下のとおりである。

(1) 衆議院議事部の所蔵する膨大な歴史的資料の整理・保全作業を行い、その具体的な成果として、『衆議院事務局所蔵 帝国議会期文書 仮目録』を公刊したほか、同目録を機関レポジトリを活用してオンラインで公開した。

(2) 重要と目される諸史料につき、実証的な個別研究を開始した。具体的には、台湾・朝鮮在住の帝国臣民の選挙権の剥奪過程、および国会制度の成立過程に関する調査を行ったほか、『逐条国会法〔2009年12月の最新の改正までを含む補巻込みで全8巻〕』の公刊を実現した。同書は衆議院事務局の国会法研究会の研究成果をまとめたものであるが、『先例集』の編纂と寄り添う形で作成・利用されており、衆議院事務局の議事法運用をめぐる主体的な衡量過程の存在を明らかにしている。同書成立の経緯やその意義については、解題として「事務局の衡量過程のÉpiphanie」（『逐条国会法〔第1巻〕』（信山社、2010年）所収）を執筆した。この解題も、機関レポジトリを通じてオンラインで公開されている。

(3) 個別的な実証研究としては、さらに、解散権の限界・運用をめぐる新たな解釈論を提示した（拙稿「解散の原理とその運用」議会政治研究88号（2010年）1～22頁）。

(4) 本研究プロジェクトではまた、資料保存・利用の実際や、議事法の形成・運用過程を解明するために、議事部OBや事務総長経験者を中心とするオーラル・ヒストリーを実施した。これにより、資料管理・議事法運営の実務のみならず、事務局全体の人事など、組織マネジメントの面でも、従来全くのブラックボックスであった状況を飛躍的に改善することが出来た。同報告書も最終校正の過程であり、間もなく刊行される予定である。

付言すれば、本オーラル関連資料は衆議院事務局憲政記念館で永久保存され、一定の条件のもとに公開されるが、このように公的機関でオーラル資料を保管・公開する例は防衛研究所の試みがあるのみで、しかも、そこでは最終的な文字資料のみが保管・公開の対象となっている。本プロジェクトでは、音声記録や校正過程資料、写

真資料その他の資料を包括的に対象とする点で、公的機関としては初めての試みとなっている。

謝 辞

本研究の遂行に際して援助頂いた衆参両議院事務局の関係各位、および社団法人尚友倶楽部の関係各位、ならびに、このような地味な基礎的研究を助成して下さった財団法人三島海雲記念財団に、心より感謝申し上げます。

文 献 (成果物)

- 1) 赤坂幸一「事務局の衡量過程の Épiphanie」『逐条国会法〔第1巻〕』(信山社, 2010年)所収.
- 2) 奈良岡聰智・赤坂幸一『衆議院事務局所蔵 帝国議会期文書仮目録』(衆議院事務局, 2010年).
- 3) 赤坂幸一「解散の原理とその運用」初宿先生還暦記念論文集(成文堂, 近刊)所収.
- 4) 今野彘男・赤坂幸一・奈良岡聰智『今野彘男氏オーラル・ヒストリー〔全17回〕』(報告書作成中, 信山社より2010年内に出版予定).
- 5) 近藤誠治・赤坂幸一・奈良岡聰智『近藤誠治氏オーラル・ヒストリー〔全15回〕』(報告書作成中, 同上).